明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（**総務**一〇二）　一
○船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令の一部を改正する省令
（**国土交通**九六）　四
〔告　示〕
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（**国家公安委**四五）　四
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（**同**四六）　五
○国際連合安全保障理事会決議第二千百十八号（シリア・アラブ共和国の化学兵器廃棄に関する決議）に関する件（**外務**三七二）　九
○船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令第二項の運輸大臣が定める方法の全部を改正する件
（**国土交通**一一八一）　九
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十五年度ＩＴパスポート試験及び平成二十五年度秋期情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三〇
特殊法人等
税理士登録者、弁理士登録関係　五〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　五一
会社その他
会社決算公告　五四

省令

○**総務省令第百二号**

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月九日

総務大臣　新藤　義孝

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令

特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第十四号から第十七号」を「第十四号から第十八号」に改め、「三で除して得た数」の下に「（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）」を加え、「〇・六以上〇・八未満の道府県にあつては〇・四を、〇・五以上〇・六未満の道府県にあつては〇・八」を「〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）」に改め、同号の表第一号中「三三六、〇〇〇円」を「三七〇、〇〇〇円」に改め、同表第四号中三の次に次のように加える。

四　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第五章第二節に定める道府県の議会の解散請求、議会の議員の解職請求又は長の解職請求に係る投票で前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に執行され、又は告示されたもの（前年度の特別交付税の額の算定の基礎となつたものを除く。）について、次の表の上欄に掲げる区分に従い、中欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額。この場合において、他の選挙と同時に行われた投票にあつては、その算定した額に〇・三を乗じて得た額とし、同時に行われた二以上の投票にあつては、一の投票についてその算定した額と他の投票についてその算定した額に〇・三を乗じて得た額との合算額とする。		
道府県の議会の解散請求及び道府県知事の解職請求に係る投票	有権者数	三八四円
	投票所数	三二五、〇〇〇円
	開票所数	一、〇四七、〇〇〇円
道府県議会議員の解職請求に係る投票	有権者数	四五二円
	投票所数	三〇七、〇〇〇円
	開票所数	一、〇四七、〇〇〇円

第二条第一項第一号の表第十号中「二五三円」を「二七三円」に改め、同表第十一号一中「一、三六二、〇〇〇円」を「一、四九八、〇〇〇円」に、「一、〇四五、〇〇〇円」を「一、一五〇、〇〇〇円」に改め、同号二中「一三、一二五、〇〇〇円」を「一一、八一五、〇〇〇円」に改め、同号五中「一、四六五、〇〇〇円」を「一、三一九、〇〇〇円」に改め、同表第十八号中「に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の道府県にあつては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の道府県にあつては〇・九を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」を削り、同号一の表中「二九〇、〇〇〇円」を「二六〇、〇〇〇円」に、「一、三〇〇、〇〇〇円」を「一、一七〇、〇〇〇円」に、「三七〇、〇〇〇円」を「三三〇、〇〇〇円」に、「八〇、〇〇〇円」を「九〇、〇〇〇円」に、「二三〇、〇〇〇円」を「二四〇、〇〇〇円」に改め、同項第一号の表第十九号中「1,574円」を「1,584円」に改め、同表第二十一号中「71,000円」を「70,000円」に改め、同表第二十七号中「199,000円」を「202,000円」に改め、同表第二十九号中「339,194円」を「295,124円」に改め、同表第三十三号中「六八、九〇〇円」を「六〇、九〇〇円」に、「240,000円」を「205,000円」に改め、同表第四十一号中「22.8円」を「22.9円」に改め、